

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月17日

天理市長 並 河 健

天理市条例第8号

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和3年12月天理市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条の3第2号エの改正規定を次のように改める。

第11条の3中「第19条」の次に「及び第19条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第15条の6の2第2号イの改正規定を次のように改める。

第15条の6の2本文中「第19条」の次に「及び第19条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第15条の7第2号イの改正規定を削る。

第19条の2の次に1条を加える改正規定のうち第19条の3第1項中「保険料額」の次に「から、当該保険料額」を加え、「得た額」の次に「（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額」を加え、同条第2項中「第15条第2項及び第3項」を「第15条第3項」に改め、同条第3項中「第15条の6の8」との次に「、「第15条第2項」とあるのは「第15条の6の5第2項」と」を加え、「第15条第2項及び第3項」を「第15条第3項」に、「第15条の6の5第2項及び第3項」を「第15条の6の5第3項」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号

に掲げる額を控除して得た額とする。

- (1) 第15条又は第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに規定する割合を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額
- (2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）

第19条の2の次に1条を加える改正規定のうち第19条の3第5項中「第15条第2項及び第3項」を「第15条第3項」に改め、同条第6項中「、「同条第2項」とあるのは「同条第3項」と」を削り、「第15条第2項及び第3項」を「第15条第3項」に改め、「第15条の6の5第2項及び第3項」を「第15条の6の5第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。